

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団  
大学院進学支援〈あくなき探求〉奨学金  
2025年度 募集要項

本制度は、2025年4月に修士課程に進学する学部生を対象にするもので、学部在籍時(2024年度)に進学準備金を一括支給し、修士進学後には奨学金を支給するものとする。

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団〈あくなき探求〉奨学金は、  
次のような学生を支援します。

- ・ 学業に優れ、学業に専念する者
- ・ グローバルな視野をもち社会貢献に努める者
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のある者
- ・ 当財団設立者の理念を理解する者

日本の大学院修士課程に進学して研究を深め、当財団設立者の理念を理解し、グローバルな視野で積極的に社会に貢献する日本人学生を募集します。

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団

<https://sisf.or.jp>

**【注意】応募資格 ~ の全てに該当する方のみ応募が可能です。該当しない項目が1つでもある方や、「8.留意事項」に記載がある通り、財団の「奨学生規則」を順守できない方は応募不可です。**

## 1. 応募資格

下記のすべてに該当すること

- ① 日本国籍を有すること
- ② 応募時に指定大学の学部在籍し、2025年4月に大学院修士課程に進学が決定または内定していること（専門職大学院は除く）
  - ※ 進学する大学院は指定大学以外でも可。但し、関東7都県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県）の大学院に限る。
  - ※ 決定又は内定している大学以外の大学院受験予定がある場合は、必ず申請書に記入のこと。記入されていない大学の修士課程への進学は無効とする。
- ③ 指定大学の推薦を受けること
- ④ 大学院進学目的及び大学院での研究に意欲的に取り組む意思が明確であり、博士後期課程進学を視野に入れていること
- ⑤ 奨学金受給時期（修士課程時）に、他の奨学金又はこれに類する金品を受給していないこと（貸与奨学金及び学費免除は可）。
- ⑥ 学業・研究に支障のない英語力を有すること。
- ⑦ 当財団設立者（佐藤陽）の理念を理解し、グローバルな視野をもち社会貢献に積極的であること
- ⑧ 奨学生として採用された後、異文化交流を目的とする当財団の交流会に必ず出席できること（年6回、主に東京で開催、交通費支給）
- ⑨ 奨学支援期間終了後も SATOM（当財団の卒業生の総称）として財団の交流活動やネットワーク構築等に積極的に協力できること

## 2. 推薦人数（上限）

2名

**藝大の推薦枠は2名です。  
応募者が2名を超えた場合は、学内選考を行います。**

## 3. 採用人数

約10名

## 4. 支援内容

1) 進学準備金 48万円 学部生に対し一括で支給

支給時期 2025年3月

2) 修士に進学後、下記の奨学金と補助金を支給

① 奨学金： 月額120,000円

支給期間 2025年4月～2027年3月（2年間）

支給方法 2ヶ月に一度、2ヶ月分を本人名義の口座に振込

② 補助金： 申請に基づき、補助金を支給

・ 授業料等補助金 年間100万円を上限（大学に授業料免除申請をし、全額免除にならなかった奨学生が対象）

・ 学会出席補助金 年額20万円を上限（前年度未受給分の繰越し可）

・ 自宅外補助金 月額3万円を上限

**大学への提出期限：2024年10月25日（金）16時**  
**提出場所：美術学部教務係、音楽学部学生募集係、**  
**または各校地事務室**

**5. 推薦方法・書類締切**

~~大学の担当部署を窓口として、推薦する学生の応募書類を下記期日までに当財団宛にメールにて送付してください。~~

~~書類締切： 2024年11月8日（金）正午必着~~

~~書類送付先： [sisf@sato-global.com](mailto:sisf@sato-global.com)~~

- ~~・提出書類はPDF化した後、ファイルが明瞭に判読できることをご確認ください。~~
- ~~・解像度：300dpi、別紙1-②申請書はカラーPDF、その他の書類は白黒PDFにてご対応ください。~~
- ~~・採用決定後は応募書類原本を提出していただきますので、合否が分かるまで原本を保管願います。~~

**6. 提出書類（※は当財団所定用紙使用）**

1	大学推薦書	別紙1-① ※	大学記入
2	申請書	別紙1-② ※	本人自筆
3	指導教員推薦書	別紙2 ※	指導教員記入（できれば自筆）
4	エッセイ	別紙3 ※	自筆
5	卒論の概論	A4用紙1枚	ワープロ可
6	修士課程研究計画書	A4用紙1枚	博士課程までを視野に入れること
7	学業成績証明書		
8	修士課程合格証明書		

**7. 選考及び結果スケジュール等**

- ・ 書面選考 2024年12月上旬までに選考結果を指定大学宛てに通知します。
- ・ 面接選考 2024年12月14日（土）オンラインにて実施
- ・ 面接結果 12月下旬 指定大学宛てに通知します。

※合格した学生は、2025年4月のオンライン説明会と認証式（東京で開催）の出席が必須です。

**8. 留意事項**

当財団では、奨学生として守るべき「奨学生規則」を定めています。この規則に違反した場合、奨学金が停止されたり奨学生資格を失ったりすることがあります。事前にホームページで「奨学生規則」を確認し、よく理解したうえで応募してください。

**9. 個人情報の保護について**

応募書類に記載された内容は、個人情報として取り扱い、奨学生選考の目的にのみ使用します。ただし、奨学金受給状況確認のため「合格者一覧」を大学及び他の奨学団体に提供することがあります。

《問い合わせ先》

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 事務局 〈あくなき探求〉 係

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-1-1 田町ステーションタワーN

TEL： 03-6435-3388

FAX： 03-6435-3165

E-mail： [sisf@sato-global.com](mailto:sisf@sato-global.com)

**【問合せ先】**  
 学生課奨学係：担当今村  
 e-mail： [syogaku@ml.geidai.ac.jp](mailto:syogaku@ml.geidai.ac.jp)  
 Tel： 050-5525-2070

必ず奨学生規則を確認してください。  
規則を順守できない方は応募不可

## 奨学生規則

平成20年 8月11日改正

令和 4年 8月31日改正

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人佐藤陽国際奨学財団（以下、財団という）の奨学生が順守しなければならない事項と、それに違反した場合の懲戒について定める。

(順守事項)

第2条 奨学生は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 修学・研究を継続・専念すること
  - ① 奨学生は、採用時に在籍する大学又は進学予定の大学において中断することなく修学・研究を継続する。
  - ② 奨学生は、在籍する課程を所定年限内に修了する。
- (2) 認証式及び交流会に出席すること  
財団が開催する認証式及び交流会に出席し交流を深める。
- (3) 生活報告書その他定められた書類を正確に作成し期限内に提出すること  
生活報告書は毎月25日までに提出する。提出書類の内容は事実にして正確でなければならない。
- (4) 海外渡航は事前に許可を受け、決められた期限内とすること
  - ① 私費留学奨学生及び〈あくなき探求〉奨学生の日本からの出国期間は年間45日を限度とする。ただし、研究目的等で財団が特別に認めたときは1年を限度としてその期間を延長できる。
  - ② 短期留学奨学生の海外渡航は、母国への一時帰国を含め認められない。ただし、緊急の場合は財団が事情を勘案し認めることがある。
  - ③ 派遣留学奨学生の日本への一時帰国を含め認められない。ただし、緊急の場合は財団が事情を勘案し認めることがある。なお、見聞を広めるために許可を得た上で、近隣諸国を旅行することはできる。
- (5) 他の機関からの奨学金又は奨学金に類する資金援助を受けないこと  
学習奨励金等の名目の如何にかかわらず、他の奨学支援団体等から奨学金又はそれに類する金品を受給することはできない。  
ただし、在籍大学による学費免除及び所属研究室による学会出席補助は財団の奨学金と併せて受給することができる。研究助成金及びインターンシップ報酬等の受給については、財団への届け出・審査により、認めることがある。
- (6) 法律や社会秩序に反する行為を行わないこと

(懲戒)

第3条 前条に定める事項に違反した場合の懲戒は、次の各号の通りとし、文書により本人及び在籍大学に通知する。

- (1) 戒告  
始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 奨学金の支給停止  
期間を定めて奨学金の支給を停止する。
- (3) 奨学生の資格停止  
奨学生の資格を停止し、奨学金の支給を停止する。  
この場合、SATOMの資格を失うことがある。
- (4) 除籍  
採用を取り消して除籍とし、受給済みの奨学金を返還させる。  
この場合 SATOM の資格も失う。

(戒告)

第4条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、戒告とする。

- (1) 認証式及び交流会に出席しないとき  
ただし、授業又は研究等のやむを得ない事情があり、「欠席届」によって事前に財団の許可を得たときは、この限りでない。
- (2) 生活報告書その他定められた書類を期限内に提出しないとき  
ただし、提出の遅延について事前に財団の許可を得た場合は、この限りでない。

(奨学金の支給停止等)

第5条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止する。

- (1) 病気や出産育児等のために修学・研究を一時中断したとき  
ただし、その後1年以内に復帰継続したときは、復帰後、同一課程在籍中に限り支給停止期間分だけ期間を延長して奨学金を支給する。
- (2) 在籍する大学から停学処分を受けたとき
- (3) 私費留学奨学生及び〈あくなき探求〉奨学生が、財団の許可を得ることなく日本から出国したとき
- (4) 財団の許可を得て出国した私費留学奨学生及び〈あくなき探求〉奨学生が認められた期限内に日本に帰国しないとき
- (5) 短期留学奨学生が財団の許可を得ることなく日本から出国したとき
- (6) 派遣留学奨学生が財団の許可を得ることなく日本に帰国又は海外渡航したとき

(奨学生の資格停止)

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を停止し、奨学金の支給を停止する。

- (1) 奨学金支給期間中の面談時に提出される成績書又は指導教員の報告書により著しく成績不良と認められるとき又は指導教員から修学又は研究の継続が不適当とされたとき
- (2) 選考委員会による博士課程中間審査において、標準修業年限内の学位取得

不可能と判断されたとき

- (3) 病気その他の理由により、修学又は研究の継続が困難となったとき
- (4) 第4条第1号又は第2号の処分を受けた後も、交流会への無断欠席や遅刻又は生活報告書その他の定められた書類の提出遅延が改められないとき
- (5) 私費留学奨学生及び〈あくなき探求〉奨学生が、第5条第3号の処分を受けた後も、事前に財団の許可を得ることなく再度日本から出国したとき
- (6) 私費留学奨学生及び〈あくなき探求〉奨学生が、日本から出国し奨学金支給期間中に帰国しないとき
- (7) 短期留学奨学生が、第5条第5号の処分を受けた後も、事前に財団の許可を得ることなく再度日本から出国したとき
- (8) 派遣留学奨学生が、第5条第6号の処分を受けた後も、事前に財団の許可を得ることなく日本に帰国又は海外渡航したとき
- (9) 他の奨学支援団体等から奨学金又はそれに類する金品を受給したとき
- (10) 修学又は研究の場所や期間が、奨学生採用時の条件と著しく異なるとき
- (11) 休学又は退学したとき  
ただし、前条第1号の場合を除く。
- (12) 在籍する大学から退学処分を受けたとき
- (13) 居住する地域の法律や社会秩序に反する行為があったとき
- (14) 虚偽の申請、報告又は事実と反する報告があったとき
- (15) 財団の名誉を著しく傷つける行為があったとき

(除籍)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、採用を取り消して除籍とする。  
受給済みの奨学金は返還しなければならない。

- (1) 応募書類の第三者による作成、第三者の書類の模倣又は事実と著しく異なる記載等、応募書類に不正があったとき
- (2) 留学期間中の居住地を偽っていたとき
- (3) 他の奨学支援団体等からの奨学金又はそれに類する金品の受給を秘匿したとき
- (4) 故意又は重大な過失によって第2条の遵守事項に違反したとき
- (5) 〈あくなき探求〉奨学生が修士課程に進学しなかったとき

(事実関係の調査)

第8条 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、遅滞なく当該奨学生に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2. 前項の調査にあたり、事前に当該奨学生に対し要旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与える。
3. 調査は、代表理事の指示に基づき、事務局長及び代表理事が指名した財団役員が行う。代表理事が必要と認めた場合は、弁護士等専門家を加えることができる。
4. 事務局長は、調査の結果を代表理事に報告する。

(懲戒決定までの手続き)

第9条 代表理事は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合、懲戒手続きを開始する。

2. 事務局長は、懲戒の原案を作成し、代表理事に上申する。
3. 懲戒が第4条（戒告）に該当する場合は、代表理事が処分を決定する。
4. 懲戒が第5条（奨学金の支給停止）、第6条（奨学生の資格停止）、第7条（除籍）に該当する場合は、理事会が処分を決定する。

ただし、緊急を要するときは、代表理事が処分を決定することができる。その場合、代表理事は、その後に開催される理事会に報告し、承認を得なければならない。

(不服申立)

第10条 懲戒に処せられた奨学生は、懲戒の通知日から14日以内に文書による不服申立を行うことができる。

2. 不服申立があったときは、代表理事は理事3名、監事2名からなる不服申立審査委員会を構成し審査を行う。
3. 不服申立審査委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
4. 不服申立審査委員会は、奨学生から提出された不服申立書に基づき審査し、代表理事に勧告を行う。
5. 代表理事は、勧告に基づいて、不服申立に対する取扱いを不服申立者に通知する。

平成20年 8月11日改正  
平成21年 8月 5日改正  
平成22年 8月 9日改正  
平成28年11月12日改正  
平成30年 5月16日改正  
令和 2年11月17日改正  
令和 4年 8月31日改正

赤枠箇所を記入して提出してください。  
その他、学生課で記入します。

別紙 1-① (大学記入)

受付番号

大学院進学支援〈あくなき探求〉奨学金  
大学推薦書

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団

代表理事 藤田 昌子殿

大学名: 東京藝術大学

推薦者職名・氏名:

学長 日比野 克彦

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団の大学院進学支援〈あくなき探求〉奨学生候補者として、  
下記の学生を推薦致します。

氏名	フリガナ				
生年月日	年	月	日		
学部・学科	学部	学科	年		
合格・ 内定 済	進学先 大学院	大学	研究科	専攻	
	進学先 研究室名		指導教員名		
上記以外の 大学院を受験 する場合	大学	(合格発表:	年	月	日 予定)
	大学	(合格発表:	年	月	日 予定)

記入年月日: 2024年 月 日

担当部署

住所					
部署名	学生課で記入します。				
担当者氏名					
電話番号		FAX 番号			
E-mail					



本人自筆で記入すること

別紙 1-② (本人記入)

申請書

受付番号

写真貼付 (カラー)

3ヶ月以内に撮影したものを貼付のこと

4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に氏名を記入のこと

氏名						
	パスポート記載の英文					
住所	〒 _____					
電話番号						
E-mail						
学歴	No.	期 間	学校名		専攻	経歴
	1	年 月から 年 月まで	高校			卒業・中退
	2	年 月から 年 月まで				編入・入学 卒業・中退
	3	年 月から 年 月まで				編入・入学 卒業・中退
空白期間がある場合は、理由を記入						
資格・ 免許			受賞歴	学内で所属する教育プログラム		
				なし・あり プログラム名 期間： 年 月 ~ 年 月		
語学力 (語学資格含) ※記入必須				海外経験 (留学・居住)		
(英語) 例: TOEIC800点(2024年7月受験)				(その他の言語)		
国際交流、社会貢献活動の経験 (具体的に)				あなたの人間的な魅力が伝わる自己PR		
家庭状況	氏名	関係	年齢	現住所 (国・都市)	同居	勤務先・学校名 (課程)
生計	家庭からの給付	仕送り、小遣い等	有・無			月額 円
	アルバイト等収入	仕事内容				月額 円
	住居	実家・一人暮らし・その他 ( )			一人住まい・ ( )人住まい	自己負担月額 円
奨学金等	受給中の奨学金等 有 (給付・貸与)・無			名称	受給金額(月額)	受給期間
	併願中の奨学金等 有 (給付・貸与)・無			名称	発表日	
年間授業料	現在	授 業 料 免 除	・受けている(下記に記入) ・受けていない			
		免 除 期 間	年 月 ~ 年 月			
		免 除 総 額	上記期間中の総額を記入 円			
	大学院進学以降	円	授 業 料 免 除 制 度	・あり ・なし ・分からない		
研究助成金や学習奨励金等、授業料免除以外に経済的支援を受けている場合は下欄に記入(自由記入)						
(例)○○大学助成金:年額●●万円						



